

公立大学法人会津大学評価室設置要綱

(目的)

第1条 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程第2条第2項の規定に基づき、評価室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評価室は、次に掲げる者をもって室員とし、組織する。

- 一 総務・財務担当理事
- 二 教育・学務担当理事
- 三 研究担当理事
- 四 管理・渉外担当理事
- 五 短期大学部担当理事

(業務)

第3条 評価室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 中期目標・中期計画に関すること。
- 二 自己点検・評価に関すること。
- 三 認証評価機関の評価に関すること。
- 四 公立大学法人評価委員会の評価に関すること。
- 五 その他大学の評価に関すること。

(室長等)

第4条 評価室に室長を置き、総務・財務担当理事をもって充てる。

- 2 室長は、評価室の業務を総括し、必要の都度室員会議を招集し議長となる。
- 3 副室長は、室長が指名する室員をもって充て、室長を補佐する。
- 4 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代理する。
- 5 室長が必要と認める場合は、室員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 第3条に掲げる事項（別に定めのある短期大学部に係る部分を除く。）について室員会議に先立ち具体の検討・調整を行うため、次のワーキンググループを設置する。

- 一 評価ワーキンググループ
 - 二 教育内部質保証ワーキンググループ
- 2 評価ワーキンググループは、教育に関する内部質保証以外の業務を所管し、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 企画推進本部長からの推薦に基づき、室長が指名する企画推進室の教員 3名
 - 二 教育・学務担当理事からの推薦に基づき、室長が指名する教員 5名（各部門、文化研究センター及び語学研究センター）
 - 三 復興創生支援センター長からの推薦に基づき、室長が指名する復興創生支援センターの教員 1名
 - 四 室長が指名する職員（教員以外） 6名
- 3 教育内部質保証ワーキンググループは、教育に関する内部質保証の業務を所管し、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 企画推進本部長からの推薦に基づき、室長が指名する企画推進室の教員 1名
 - 二 教育・学務担当理事からの推薦に基づき、室長が指名する教員 5名（各部門、文化研究センター及び語学研究センター）
 - 三 その他理事長又は教育・学務担当理事からの推薦に基づき、室長が指名する教員 3名以内
- 4 ワーキンググループ員の任期は、2年を超えない範囲内において室長が定め、補充のワーキンググループ員の任期は、前任者の残任期間とする。再任（連続した任期での就任）は、2期4年を限度とする。ただし、第2項第一号及び第3項第一号に掲げる者はこの限りでない。

(事務)

第6条 評価室の事務は、事務局企画連携課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、教育内部質保証の事務は企画推進室において処理し、教育内部質保証ワーキンググループの庶務は事務局学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、現評価室員の任期は、第2条第7項の規定に関わらず、平成28年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。